

# 農業分野特定技能活用促進事業

本県における特定技能外国人の活用促進を図るため、**派遣形態の特定技能外国人を初めて雇用し**、その活用にモデル的に取り組む農業者等を支援します！

1 公募期間 令和8年4月1日(水)～予算額に達するまで。

2 応募資格 次の各号の**すべてを満たすもの**を対象とします。  
(1)認定農業者、農業法人又は農業協同組合等  
(2)鹿児島県内に事業所を置く者  
(3)**派遣特定技能を初めて雇用する者**  
(4)明確な会計経理を実施又は実施出来ると認められること

3 事業内容 (対象経費)  
(1)派遣特定技能の前任地(国内)からの移動に係る費用  
(2)派遣特定技能の住居の確保又は整備に係る費用  
※ただし、**(1)の取組は必須**とする。

4 助成金額 事業実施に要する経費の**1/2以内(上限20万円)**

5 応募方法 裏面の「応募に必要な書類」を作成し、所管する地域振興局・支庁農政普及課に提出してください。

## 本事業で取り組める主な内容

### 派遣特定技能の移動費 (必須)

・派遣特定技能の前任地(国内)からの移動にかかる旅費

注1 必ず取り組んでください。  
注2 ただし、旅費に限り当該年度の4月1日以降の移動に要した費用を補助対象とする。



移動に係る旅費

### 住居の確保 (任意)

・住居や附帯する機械・器具の賃借料(家賃)

注1 補助対象は事業実施主体負担分のみ(派遣特定技能から徴収する分は除く)  
注2 敷金、礼金、事務手数料は対象外  
注3 派遣特定技能が滞在する期間分に限る

住居の賃借料



### 住居の整備 (任意)

・住居の修繕費  
・修繕に必要な資材、機械、器具等の購入費



住居の修繕

機材の購入



## 応募の流れ

公募開始(4/1～)

- 事業実施計画書等の作成
- 取組内容などを明記し、最寄りの各地域振興局・支庁農政普及課に提出してください。

事業実施計画の提出

提出された計画書等の内容を審査します。

- ① 応募資格(要件にあてはまるか)
  - ② 事業内容など
- ※ 必要に応じて、問合せを行う場合があります。

事業実施計画の承認  
(事業採択適否の通知)

補助金交付申請

事業の採択を受けた場合は、交付要綱に基づき交付申請書一式を各地域振興局・支庁農政普及課へ提出します。

補助金交付決定

補助金交付の決定後に取組を開始できます。  
(必要に応じて交付決定前の着手も可能)※要手続き

## 応募に必要な書類

- 事業実施承認申請書(様式第1号)及び事業実施計画書(様式第2号)、収支予算書
- 添付書類(個人・法人等で必要な書類が異なります。)詳細は公募要領を参照ください。

## 県ホームページ

※鹿児島県HPに公募要領、実施要領をはじめ、応募に必要な様式等を掲載しています。

ホーム>産業・労働>食・農業>農業者・経営>

農業分野における派遣形態の特定技能外国人を初めて雇用し、その活用に取り組む農業者等を支援します。(令和8年度農業分野特定技能活用促進事業)

## 事業の相談窓口・提出先

【事業全般に関する問合せ先】

県庁農政部経営技術課 担当:松木田、矢野 TEL:099-286-3152

【公募申請書の提出先】

各地域振興局・支庁農政普及課

(詳細は上記ホームページ等参照)